

「官民ファンドの運営に係るガイドライン」におけるK P I について

資料2

【経緯】

- ・ 平成25年：官民ファンドの運営に係るガイドラインを策定。
当該ガイドラインを踏まえ、各官民ファンドが個別にK P I を設定。
- ・ 令和元年：横串での比較を可能とするため、官民ファンドの運営に係る
ガイドラインを改正、全官民ファンド共通の新たなK P I を設定。

※こうしたK P I の検証について、官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議（官房長官主宰）等で定期的に検証。

【K P I】

政策性

- | | |
|---------------------------------|----------------------|
| K P I 1-1：政策目的達成に向けた取組 | … SDGs の観点からの貢献 |
| K P I 1-2：エコシステムへの貢献 | … 投資人材の育成、民間企業との連携 |
| <u>K P I 1-3：民間資金の誘発（呼び水効果）</u> | … <u>誘発された民間投融資額</u> |

収益性

- K P I 2：累積損益

【論点】

- ・ 「民間資金の誘発（呼び水効果）」、「累積損益」の具体的な考え方が必ずしも統一されていない現状を踏まえ、その精緻化を図る必要。